国民健康保険の保険証更新

8月1日(水)から新しい保険証(藤色)になります(有効期限は最長令和7年7月31日)



現在使用している紙の保険証の更新は今回が最後で す。12月2日/月以降は保険証の新規発行ができなく なります。可能な限り保険証として利用登録したマイ ナンバーカード(マイナ保険証)を使用してください。

郵送方法-

白い封筒の普通郵便で7月31日 州までに郵送しま す。8月になっても新しい保険証が届かない場合は連 絡してください。古い保険証(クリーム色)は8月1 日休以降、世帯主が確実に破棄してください。

70歳から74歳の方へ -

対象の人には、令和5年中の所得に基づき判定した 負担割合が載った保険証兼高齢受給者証を送ります。 今年度70歳になる人は有効期限が誕生月(1日生ま れは誕生月の前月)までに、今年度75歳になる人は 有効期限が75歳の誕生日の前日までになります。新 しい保険証などは、有効期限前に郵送します。

特別な理由がなく国保税を滞納している世帯 短期被保険者証

対象/前年度の国保税を滞納している世帯 有効期限/3カ月(一部6カ月)

被保険者資格証明書

対象/国保税を1年分以上滞納している世帯 ※対象世帯には予告通知を郵送し、納税相談後に 交付します。

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新 -

8月から使用できる限度額適用・標準負担額減額認 定証が必要な人は、保険証を持って、7月24日例以 降に市役所国保年金課の窓口で申請してください(オ ンライン可、マイナ保険証を使用すると原則申請は不 要です)。

☎国保年金課 国保係 995-1814

後期高齢者医療制度の保険証更新

8月1日(水)から新しい保険証(緑色)になります、有効期限に注意してください



後期高齢者医療制度は、75歳以上の人などが加入 する制度です。病院で治療を受けるときに必要な保険 証が、8月1日休から新しくなります。

8月1日休から緑色の保険証-

現在の藤色の保険証の有効期限は7月31日似まで です。7月31日🕅までに、新しい保険証を対象の人 に郵送します。

8月になっても新しい保険証が届かない場合は、連 絡してください。



◀新しい保険証は緑色です



マイナンバーカードを保険証として登録してください -

12月2日 (月)から、現行の保険証は発行されなくな ります。保険証として利用登録したマイナンバーカー ド(マイナ保険証)を使用してください。

今回の更新で郵送する保険証は、令和7年7月31 日休まで、これまで通り使うことができます。

令和7年度以降の更新では、マイナ保険証を持って いない人に、保険証の代わりとなる「資格確認書」を郵 送します。「資格確認書」は申請の必要はありません。

自己負担の割合は前年の所得で決定 -

病院で支払う金額の負担割合は、令和5年中の所得 に基づき判定します。1割・2割・3割のいずれかで す。保険証に記載されているので、確認してください。

☎国保年金課 年金後期係 995-1813